防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十四号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「及び当該人口と当該関連市町村の同日の五年前の日における人口との比率」を削り、同条第四号中「割合」の下に「（飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。次号ア及び第六号において同じ。）に係る関連市町村にあつては、当該割合及び当該飛行場等に係る法第四条に規定する第一種区域の交付年度の四月一日現在における人口の当該第一種区域の同日現在における面積に対する割合）」を加え、同条第五号ア中「（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。）」を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　特定防衛施設内において行われる航空機の地上での移動、航空機の整備その他の防衛省令で定める航空機の運用及び管理により生ずる音響（飛行場等にあつては、当該音響並びに当該航空機の運用及び管理により生ずる臭気）に起因する影響が大きいと認められる関連市町村におけるその影響の程度

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　岸田　文雄

こども家庭庁組織令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十五号

こども家庭庁組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項、第五十五条並びに第六十三条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　内部部局

第一節　長官官房及び局の設置等（第一条―第四条）

第二節　特別な職の設置等（第五条―第七条）

第三節　課の設置等

第一款　長官官房（第八条―第十条）

第二款　成育局（第十一条―第十八条）

第三款　支援局（第十九条―第二十三条）

第二章　施設等機関（第二十四条）

附則

第一章　内部部局

第一節　長官官房及び局の設置等

（長官官房及び局の設置）

第一条　こども家庭庁に、長官官房及び次の二局を置く。

成育局

支援局

（長官官房の所掌事務）

第二条　長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　こども家庭庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　法令案その他の公文書類の審査に関すること。

六　こども家庭庁の保有する情報の公開に関すること。

七　こども家庭庁の保有する個人情報の保護に関すること。

八　こども家庭庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

九　こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十　こども家庭庁の行政の考査に関すること。

十一　国会との連絡に関すること。

十二　広報に関すること。

十三　こども家庭庁の機構及び定員に関すること。

十四　こども家庭庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十五　こども家庭庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十六　東日本大震災復興特別会計の経理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。

十七　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。

十八　こども家庭庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十九　こども家庭庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十一　こども家庭庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十二　こども家庭審議会の庶務に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

二十三　こども政策推進会議の庶務に関すること。

二十四　こども施策（こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定するこども施策をいう。第十条第五号において同じ。）に対するこども等の意見の反映に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十五　こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。

二十六　こども大綱（こども基本法第九条第一項に規定するこども大綱をいう。第十条第七号において同じ。）の策定及び推進に関すること。

二十七　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十八　子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱をいう。第四条第九号、第十条第九号及び第二十一条第四号において同じ。）の策定及び推進に関すること。